

シンガポール、「Intellectual Property (Miscellaneous Amendments) Act 2012
(Commencement) (No. 3) Notification 2014」について

2014年12月8日
ジェトロ・バンコク事務所

「Intellectual Property (Miscellaneous Amendments) Act 2012 (Commencement) (No. 3) Notification 2014」が2014年11月10日に公表され、シンガポール意匠法及び商標法における出願書類の様式等に軽微な修正を加える「Intellectual Property (Miscellaneous Amendments) Act 2012 (Act 16 of 2012)」の第3条(b)から(j)、(l)、(n)、(o)、(p)、第4条(c)、(d)及び第5条が2014年11月13日をもって施行されることとなった。

具体的には、意匠権の出願にあたって申請者の名称、住所及び登録を求める意匠を含めた出願書類を提出し、所定の費用を支払う必要がある旨明記され、出願公開の延期に関する条項が追記される等の改正が加えられることとなる。

公表日

2014年11月10日

URL等

<http://www.egazette.com.sg/pdf.aspx?ct=sls&yr=2014&filename=14sls738.pdf>

本内容は、日本貿易振興機構が2014年11月現在TMI Associates (Singapore) LLPより入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。